

業績目標 1-2-1：オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

上記目標
の概要

納税者の負担軽減を図りつつ、計算誤り等のない正確な手続を確保するとともに、税務署等における業務の効率化を図る観点から、オンラインによる税務手続を推進します。

そのため、申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム（e-Tax）（用語集参照）や所得税等の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」（用語集参照）などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。また、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を継続します。

このほか、納税者等が相談や確認のために税務署へ行かなくても済むよう、利用者目線に立った情報提供に取り組みます。納付については、地方税当局や金融機関等とも連携しつつ、キャッシュレス化を進めます。申請・届出等についても、ワンスオンリー（1度提出した情報は2度提出することを不要とする）等の観点から、手続自体や記入項目の見直しを進めます。

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマホ、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に各種施策を講じ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。

（上記目標を達成するための施策）

業1-2-1-1： オンライン申告等の推進

業1-2-1-2： マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組

業1-2-1-3： 利用者目線に立った情報提供

業1-2-1-4： キャッシュレス納付の推進

業1-2-1-5： 申請・届出等の合理化・デジタル化

業績目標1-2-1についての評価結果

業績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

施策「業1-2-1-4」の評定は「s 目標達成」、「業1-2-1-2」、「業1-2-1-3」及び「業1-2-1-5」の評定は「a 相当程度進展あり」でしたが、「業1-2-1-1」の評定は「b 進展が大きくない」としました。

評定が「b 進展が大きくない」となった施策は、各税目等に係るe-Taxの利用状況等や利用満足度のほか、「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」を測定指標としています。e-Taxの利用状況は各税目等で前年より上昇していますが、e-Tax及び「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度は前年度より低下しました。

他方、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指し、令和5年分の所得税確定申告においては、e-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票情報を「マイナポータル連携（用語集参照）」で取得可能とするなど、更なる利便性向上に取り組みました。また、「マイナポータル連携」をはじめとするe-Taxの利便性の周知・広報を行うなど様々な取組を実施した結果、自宅でe-Taxにより納税者ご自身で申告書を作成・提出した方が、令和4年分の約1.2倍（スマホ申告は約1.3倍）となり、税務署の確定申告会場で申告書を作成・提出した方の数の2.5倍を超えました。

所得税の確定申告人員全体では、申告人員2,324万人のうち、約3割が自宅からe-Taxで申告しており、そのうち約半数がスマホを利用する結果となりました。

このほか、翌事務年度以降の自宅等からのe-Taxの利用拡大も見据え、確定申告会場内でのマイナンバーカードを利用したスマホ申告の推進やe-Taxの利便性の周知・広報を行いました。

	このような状況に加え、他の重要性の高い施策「業1-2-1-2」から「業1-2-1-5」については、全ての主要な測定指標の達成度が「○」であることから、施策の評価を「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」としたことを総合的に勘案し、当該業績目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。 なお、各施策の評価の詳細については、後述のとおりです。
--	---

業績の分析

（必要性・有効性・効率性等）

e-Taxを利用した申告・納税を推進することは、税務署に出向くことなく手続きが行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、税務署では申告書の收受・入力事務が削減されるなど税務行政の効率化につながるものであり重要な取組です。

令和5年度においては、自宅等からのe-Taxによる申告を推進する観点から、e-Tax利用の勧奨に取り組みました。その中でも、スマホやマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告については、特に積極的な周知・広報に取り組みました。

これらの取組によりe-Taxの利用が拡大した結果、收受・入力事務や申告書の印刷・送付費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化が図られました。

加えて、e-TaxのWEB型ソフト（受付システム、e-Taxソフト（WEB版）、e-Taxソフト（SP版））を統合し、スマホ・タブレット、パソコンのどちらからも同じように利用可能なマルチデバイスに対応するなどの機能改善を図りました。

引き続き、当該業績目標の重要性（納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化）を踏まえ、各施策を推進していきます。特に目標未達成となった取組については、積極的な周知・広報や利用勧奨を行うとともに、利用者のUI/UX（用語集参照）の改善など、更なる利便性の向上に努めていきます。

施策	業1-2-1-1：オンライン申告等の推進					
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-1-1-A-1：e-Taxの利用状況（所得税の申告手続）（単位：％）					
	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	目標値	—	—	60	65	71
	実績値	47.5	55.2	59.2	65.7	69.3
	達成度					
	×					
	（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調 （注1）実績値は、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成31年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの計数です。 （注2）「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。なお、令和元年度の目標値の設定はありません。					
	（目標値の設定の根拠） 国税申告手続のうち、所得税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和4年10月改定）及び実績値の現状を踏まえ、71%に設定しました。					
	（目標の達成度の判定理由） e-Taxは、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、これまで、添付書類の提出省略などの利便性向上施策を実施するとともに、税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。					

特に、令和5年度においては、自宅等からのe-Taxによる申告を推進する観点から、大口源泉徴収義務者である企業を通じた従業員への働き掛け、税理士会（用語集参照）などの関係民間団体等への働き掛け、また、納税者へのダイレクトメール送付などにより、自宅等からのe-Tax利用の勧奨に取り組みました。

こうした取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は、令和4年分の約1.2倍となる691万人で、約99万人増加し、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数の2.5倍を超えました。

自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方は316万人で、令和4年分から約1.3倍に増加しました。特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は245万人で、令和4年分の約1.4倍に増加しました。

また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の周知・広報に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

これらの結果、前年度より利用率は向上したものの、実績値は69.3%にとどまり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。今後も、これまで以上にe-Taxを利用いただけるよう利便性向上施策を実施するとともに、積極的な周知・広報に取り組んでまいります。

[主要]業1-2-1-1-A-2：e-Taxの利用状況（法人税の申告手続）

（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	—	—	89	89	92	△
実績値	84.9	86.7	87.9	91.1	91.7	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、実績値の現状を踏まえ、92%に設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。

こうした取組を実施した結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は91.7%となりました。実績値と目標値との差が1%以下であったことから、達成度は「△」としました。

[主要]業1-2-1-1-A-3：e-Taxの利用状況（消費税（個人）の申告手続）

（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	—	—	70	72	75	×
実績値	58.0	67.8	68.4	69.9	73.5	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注1）実績値は、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成31年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日までの計数です。

（注2）「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。なお、令和元年度の目標値の設定はありません。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、消費税申告（個人）におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和4年10月改定）及び実績値の現状を踏まえ、75%に設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

上記A-1記載のとおり取り組んだ結果、前年度より利用率は向上したものの、実績値は73.5%にとどまり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。今後も、これまで以上にe-Taxを利用いただけるよう利便性向上施策を実施するとともに、積極的な周知・広報に取り組んでまいります。

[主要]業1-2-1-1-A-4：e-Taxの利用状況（消費税（法人）の申告手続）（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	—	—	89	89	92	○
実績値	84.4	85.7	88.7	90.3	95.2	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。なお、令和元年度の目標値の設定はありません。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、消費税申告（法人）におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和4年10月改定）及び実績値の現状を踏まえ、92%に設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

上記A-2記載のとおり取り組んだ結果、前年度より利用率の向上が見られ、実績値は95.2%となりました。実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-1-1-A-5：e-Taxの利用状況（相続税の申告手続）（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	—	—	30	35	40	×
実績値	—	14.4	23.4	29.5	37.1	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注1）e-Taxによる相続税申告は、令和元年10月1日から開始したため、令和2年度分から実績値を計上しています。

（注2）「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度以降の目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和4年10月改定）及び実績値の現状を踏まえ、40%に設定しました。目標値の設定の根拠

（目標の達成度の判定理由）（目標の達成度の判定理由）

上記A-1記載のとおり取り組んだほか、国税庁ホームページに相続税e-Taxに関するリーフレット等を集約したページを開設した上で、提出をお願いしている書類の削減、添付書類のイメージデー

タ（PDF形式）送信容量の拡大、利用者識別番号の確認方法の簡素化など、新たに講じた利便性向上策について、税理士会をはじめ関係民間団体等に幅広く周知・広報を実施しました。また、各国税局や個々の税務署では、相続税の申告に関与が多い税理士に対し、個別の利用勧奨も積極的に行いました。その結果、前年度より利用率は向上したものの、実績値は37.1%にとどまり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

相続税の申告手続については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、令和6年度の目標値を48%に設定しています。

今後も相続税申告の関与の多い税理士等に対する個別勧奨を行うなど、相続税の申告手続におけるe-Taxの更なる利用拡大に向けて取り組んでいきます。

業1-2-1-1-A-6：e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続）

（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	—	13	14	17	20	○
実績値	12.1	10.9	12.9	19.4	33.0	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）令和元年度の目標値の設定はありません。

（目標値の設定の根拠）

国税関係申請・届出等手続のうち、納税証明書（用語集参照）の交付請求におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和4年10月改定）及び実績値の現状を踏まえ、20%に設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

納税証明書のオンライン請求・受取は、納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化に資することから、その利用拡大に向け、納税者への利用勧奨や金融機関等への周知広報などを行ってきました。

特に、電子納税証明書（PDF形式）については、請求から受け取りまでオンラインで完結できるほか、期間内であれば何度でも印刷して使用できるメリットもあることから、その利用拡大に取り組みました。その結果、令和5年度における納税証明書のオンライン請求割合は33.0%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

今後も電子納税証明書（PDF形式）を中心に、積極的な利用勧奨を行い、更なるオンライン請求の利用拡大に向けて取り組んでいきます。

業1-2-1-1-A-7：e-Taxの利用満足度

（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	80	80	80	80	80	×
実績値	74.2	67.5	75.2	61.1	56.1	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「満足している」から「満足していない」までの5段階評価で上位評価（「満足している」又は「おおむね満足している」）を得た割合です。

なお、令和5事務年度のアンケート調査の概要は、P.161に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

e-Tax及び「確定申告書等作成コーナー」の操作性や利用満足度等についてアンケートを実施した結果、令和6年1月から令和6年5月にかけて365,795名（前年比108%）の方からの回答がありました。そのうち、e-Taxにおけるアンケートは12,522件で、上記A-1からA-6のとおり、利用者の利便性向上等に取り組んだ結果、e-Tax利用割合は全ての手続において前年から増加しましたが、e-Taxの利用満足度は実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

アンケート結果を踏まえ、利用者目線でシステムの導線を整理し、UI/UXの改善に取り組むなど、引き続き利便性の向上に向けて取り組んでいきます。

[主要]業1-2-1-1-A-8：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告状況

（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	—	—	—	43	53	×
実績値	18.6	27.8	36.0	46.3	51.7	

（出所）課税部個人課税課、資産課税課調

（注1）令和3年度以前の目標値の設定はありません。

（注2）数値は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税、消費税及び贈与税の申告書を提出した人員のうち、自宅等からe-Taxにより提出した人員の割合です。

（注3）数値は、各年分の申告において、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。申告期限の延長に伴い、令和元年度から令和3年度においては、翌年4月30日までに提出された申告書の計数です。

（目標値の設定の根拠）

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、自宅等からのe-Tax申告を推進していくことが重要であることから、「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告状況を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、53%としました。

（目標の達成度の判定理由）

「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者利便の向上のための機能改善を行うとともに、確定申告会場内でのマイナンバーカードを利用したスマホ申告の推進や「マイナポータル連携」をはじめとするe-Taxの利便性の周知・広報を行うことで、自宅等からのe-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

令和5年分においては、新たに給与所得の源泉徴収票情報をマイナポータル連携で取得可能とするなど、更なる利便性向上に取り組みました。

こうした取組の結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告割合は前年から増加したものの、実績値が目標値を下回ったことから達成度を「×」としました。

今後も利便性向上のためのシステムの機能改善に努めるとともに、効果的な周知・広報を実施するなど、自宅等からのe-Taxの利用拡大に取り組んでまいります。

業1-2-1-1-A-9：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度

（単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	×
実績値	92.6	88.3	90.7	89.8	87.2	

（出所）課税部個人課税課調

（注）「確定申告書等作成コーナー」において、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。数値は、当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

なお、アンケート調査の概要は、P.161に記載しています。

	(目標値の設定の根拠) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和4事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。 (目標の達成度の判定理由) (目標の達成度の判定理由) 上記A-8記載のとおり、納税者の利便性向上に取り組んだ結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告割合は増加したものの、「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度は実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。 今後も利用者からの意見等を踏まえ、「確定申告書等作成コーナー」のほか、マイナポータル連携に係る関連システムを所掌する関係省庁等とも協議を行うなどして、申告手続全体の操作性等の向上に取り組んでまいります。	
	施策についての評定 b 進展が大きくない	
評定の理由	主要な測定指標の達成度について、「業1-2-1-1-A-4」は「○」でしたが、「業1-2-1-1-A-2」が「△」、「業1-2-1-1-A-1」、「業1-2-1-1-A-3」、「業1-2-1-1-A-8」が「×」であったことから、「b 進展が大きくない」としました。	

業1-2-1-1に係る参考情報

参考指標 1：オンライン利用件数（申告手続） (単位：千件)

会計年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
所得税申告		12,436	14,220	15,291	16,917	18,394
法人税申告		2,369	2,425	2,568	2,705	2,807
消費税申告	個人	805	898	923	885	1,654
	法人	1,725	1,749	1,837	1,892	1,997
相続税申告		—	23	44	61	85
贈与税申告		285	299	348	350	378
酒税申告		37	38	40	43	46
印紙税申告		86	89	94	97	96

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 所得税申告、消費税（個人）申告及び贈与税申告については、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成31年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの利用件数です。

参考指標 2：オンライン利用件数（納税証明書の交付請求手続）

(単位：千件)

会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
オンライン請求件数	248	216	331	529
スマホ請求件数	—	—	44	138

(出所) 長官官房企画課、デジタル化・業務改革室調

(注) スマホからの請求は、令和4年9月から開始しています。

参考指標 3：納税証明書の交付請求件数

(単位：千件)

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
請求件数	1,446	2,266	1,673	1,707	1,604

(出所) 長官官房企画課調

参考指標 4：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】

(単位：千件)

年 分		令和元年分	2年分	3年分	4年分	5年分
署相談 会場	e-Tax	3,552	3,232	2,703	2,646	2,556
	書面	262	214	407	239	139
地方公共 団体会場	e-Tax	1,141	1,263	1,397	1,544	1,666
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	1,950	3,139	4,250	5,609	6,460
	HP作成コーナー・書面	4,657	4,655	4,354	3,510	3,213
	各種ソフト・e-Tax	4,352	4,760	4,980	5,148	5,363
計		15,915	17,264	18,091	18,697	19,398

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 地方公共団体会場からの「e-Tax」の件数は、データ引継によるものです。

(参考) 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員

(単位：千人)

年 分		令和元年分	2年分	3年分	4年分	5年分
確定申告人員		22,041	22,493	22,855	22,951	23,243
e-Tax利用人員		10,995	12,394	13,329	14,948	16,046
自宅等からのe-Tax	納税者本人による送信	6,302	7,899	9,230	10,757	11,823
	マイナンバーカード方式 (用語集参照)での送信	1,858	3,207	4,424	5,919	6,905
	マイナンバーカード方式 (用語集参照)での送信	597	1,340	2,392	3,866	4,851
	ID・パスワード方式 での送信	1,170	1,722	1,828	1,709	1,696
	その他の従来の方式 での送信	91	144	205	345	358
	税理士による代理送信	4,444	4,692	4,805	4,838	4,918
	確定申告会場からのe-Tax 外 確定申告会場で作成・書面で提出	3,552 外 262	3,232 外 214	2,703 外 407	2,646 外 239	2,556 外 139
地方公共団体会場からのe-Tax		1,141	1,263	1,397	1,544	1,666

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 地方公共団体会場からのe-Taxの件数は、データ引継によるものです。

(参考) スマホ等を利用した提出人員

(単位：千人)

年 分	令和元年分	2 年分	3 年分	4 年分	5 年分
スマホ等を利用した提出人員	1, 075	1, 693	2, 557	3, 976	5, 028
自宅からe-Taxで提出	473	1, 018	1, 528	2, 490	3, 162
マイナンバーカード方式での送信	59	432	851	1, 792	2, 447
ID・パスワード方式での送信	414	586	677	698	715

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

【個人事業者の消費税及び地方消費税】

(単位：千件)

年 分	令和元年分	2 年分	3 年分	4 年分	5 年分
署相談会場					
e-Tax	47	46	37	36	72
書面	5	4	10	3	9
自宅等					
HP作成コーナー・e-Tax	49	72	78	81	191
HP作成コーナー・書面	106	92	87	74	144
各種ソフト・e-Tax	618	674	698	677	1, 239
計	825	888	911	872	1, 655

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 令和4年分は、署相談会場を含めスマホ等により作成し書面提出したものは、「HP作成コーナー・書面」に含まれています。

【贈与税】

(単位：千件)

年 分	令和元年分	2 年分	3 年分	4 年分	5 年分
署相談会場					
e-Tax	55	51	53	49	53
書面	6	5	8	6	5
自宅等					
HP作成コーナー・e-Tax	21	29	50	62	80
HP作成コーナー・書面	123	122	127	101	99
各種ソフト・e-Tax	182	189	205	198	200
計	387	397	442	417	437

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数を示しています。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書の計数を示しています。

施策	業 1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組				
測定的な指標(定)	[主要]業 1-2-1-2-B-1：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組				
	目標	マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータル(用語集参照)を活用した納税者の利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。			達成度

測定指標 (定性的な指標)		(目標の設定の根拠) マイナンバー制度自体の周知・広報に加え、実際にマイナンバーカードやマイナポータルを利用すれば、制度のメリットを理解することにもつながると考えられることから、目標として設定しています。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等において、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、マイナポータル連携について、e-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票情報を取得可能とするなど、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した納税者の利便性向上施策に取り組みました。加えて、各府省庁や関係団体に対して、本施策の普及に向けた協力依頼を行うとともに、デジタル庁等と連携しマイナポータル連携のメリットについて広告するなど、積極的な周知・広報を行いました。 また、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するとともに、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めました。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した納税者の利便性向上に向けた施策に取り組むとともに、積極的な周知・広報等を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったものの、今後も特にマイナポータル連携の利用普及に向けた周知・広報を実施していく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

実 1－2－1－2 に係る参考情報

参考指標 1：マイナポータル連携機能を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数

(単位：千件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度
リクエスト件数	2,510	3,255	7,293	10,792

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

参考指標 2：国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）特設ページ」へのアクセス件数

(単位：千件)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
アクセス件数	1,628	2,709	3,653	5,490	5,991

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 令和2年度及び令和4年度のアクセス件数は、令和4事務年度評価書から訂正を行いました。

参考指標 3 : 「国税庁法人番号公表サイト」へのアクセス件数 (単位 : 千件)

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
アクセス 件数	48,600	37,030	43,262	51,101	112,612

(出所) 長官官房法人番号管理室調

参考指標 4 : Web-API 機能を活用した法人の基本 3 情報のデータ取得のための
リクエスト件数

(単位 : 千件)

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
リクエスト 件数	68,659	163,428	292,458	713,095	526,002

(出所) 長官官房法人番号管理室調

参考指標 5 : 公金受取口座の利用件数

(単位 : 千件)

事務年度	令和 4 年度	5 年度
利用件数	1,339	1,754

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 数値は、申告者から公金受取口座の利用の希望があった件数を示しています。

施策	業 1-2-1-3 : 利用者目線に立った情報提供					
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業 1-2-1-3-A-1 : 一般相談に占めるデジタル相談の割合 (単位 : %)					
	会計年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	目標値	—	—	—	85	85
	実績値	—	—	—	90.9	91.4
	(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調					
	(目標値の設定の根拠) 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボット(用語集参照)といったデジタル系チャネルを充実し、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行うことが重要であることから、「一般相談に占めるデジタル相談割合」(電話相談センター(用語集参照)、確定申告電話相談センター及びインボイスコールセンター(用語集参照)における電話相談件数とタックスアンサー・チャットボットの利用件数の合計数のうち、タックスアンサー・チャットボットの利用件数が占める割合をいいます。)を設定しています。 目標値は、過去の電話相談センター等における相談件数やタックスアンサー・チャットボットの利用件数を踏まえ、85%としました。 (目標の達成度の判定理由) 国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供や相談を行っているタックスアンサーやチャットボットについて、税制改正への対応に加えて、利用者のアンケート結果を参考とするなど、回答内容の見直しや回答精度の向上に努めました。 この結果、デジタル相談の相談割合は91.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 なお、チャットボットについては、令和6年4月から「所得税の定額減税」の相談を開始したこと					

	を始めとして、相談ニーズに応じた回答範囲の拡充を図りました。		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業 1-2-1-3-B-1：利用者目線に立った情報提供に向けた取組		
	目標	「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」（用語集参照）について、引き続き円滑な運用に努めるとともに、利用状況等を踏まえて内容の充実等を図ります。 （目標の設定の根拠） 税務手続に関する不明な点等について、税務署を往訪することなく、自ら解決できるよう分かりやすく情報提供を行うことが重要であることから、「タックスアンサー」、「チャットボット」及び「マイページ」の充実に関する目標を設定しました。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、税制改正等に対応し、回答の充実を図りました。 また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンラインで行うチャットボットについて、所得税・消費税の確定申告や年末調整、インボイス制度に関する相談内容を拡充したほか、令和6年4月から所得税の定額減税に関する相談を開始し、チャットボットの充実を図りました。 このほか、e-Taxにおいては、令和5年1月から提供を開始した個人の方向けの「マイページ」に加え、令和5年9月から法人の方向けの「マイページ」の提供を開始し、機能改善を図りました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、利用者目線に立った情報提供に向けて、「タックスアンサー」の改善や「チャットボット」の充実を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後もタックスアンサー、チャットボット及びマイページの利用状況等を踏まえて内容の充実や機能改善等を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業 1－2－1－3に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数（単位：千件）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
アクセス件数	73,679	78,746	89,082	80,787	89,097

（出所）長官官房税務相談官調

参考指標 2：国税庁ホームページ「チャットボット」への質問入力件数（単位：千件）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
質問入力件数	314	4,053	6,887	7,125	11,024

（出所）長官官房税務相談官調

（注）令和3年度の質問入力件数は、令和4事務年度実績評価書から訂正を行いました。

参考指標 3：電話相談センター等の相談件数

(単位：千件)

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
電話相談センター	5,109	5,822	5,574	4,885	5,375
確定申告電話相談センター	3,045	4,082	3,950	3,411	3,323
インボイスコールセンター	139	43	107	500	750
計	8,293	9,947	9,631	8,796	9,448

(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調

参考指標 4：「マイページ」へのアクセス件数

(単位：千件)

事務年度	令和4年度	5年度
アクセス件数	7,804	12,015

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

施策	業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進					
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-2-1-4-A-1：キャッシュレス納付の利用状況 (単位：%)					
	会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	目標値	—	26	32	35	37
	実績値	25.6	29.3	32.2	35.9	39.0
	(出所) 徴収部管理運営課調 (注1) 数値は、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。 (注2) 「キャッシュレス納付」(用語集参照)とは、納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税(用語集参照)、②ダイレクト納付(用語集参照)、③インターネットバンキング等による納税、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付をいいます。 (注3) 令和元年度の目標値の設定はありません。 (目標値の設定の根拠) キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値及び中長期目標^(注)として令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指していることを考慮し設定しました。 (注) オンライン利用率引上げに係る基本計画(令和3年10月策定、令和4年10月改定) (目標の達成度の判定理由) キャッシュレス納付は、納税者利便の向上と、収納事務などの税務行政について効率化が図られるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコスト削減に資することから、関係民間団体、金融機関、地方公共団体等の協力を得ながら、継続的に利用勧奨に取り組んできました。国税庁においては全国を対象に、複数の国税局においては、県単位又は管轄全域など広範囲な地域を対象に、官公庁、日本銀行、金融機関、関係民間団体などの関係機関と協働して、キャッシュレス納付推進宣言式を執り行うなど、社会全体のキャッシュレス納付の気運を高めつつ、利用勧奨や周知・広報に係る連携強化を図りました。 また、ダイレクト納付について、令和6年4月から、自動ダイレクト(用語集参照)を導入し、更なる納税者利便の向上を図った上で、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組みました。					

	こうした取組の結果、令和５年度におけるキャッシュレス納付の利用状況は 39.0%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

業 1－2－1－4 に係る参考情報

参考指標 １：キャッシュレスによる納付状況 (単位：万件)

会計年度		令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
電子納税	インターネットバンキング等	347	464	602	702	775
	ダイレクト納付	154	192	263	337	413
振替納税		616	605	606	605	596
クレジットカード納付		31	43	72	81	100
スマホアプリ納付		—	—	—	15	43
合 計		1, 148	1, 304	1, 543	1, 740	1, 927

(出所) 徴収部管理運営課調

(注) スマホアプリ納付は、令和４年１２月から開始しています。

施策	業 1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業 1-2-1-5-B-1：申請・届出等の合理化・簡素化の状況		
	目標	各種申請・届出等について、手続自体の可否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。	達成度
		（目標の設定の根拠） 各種手続のデジタル化自体が手段であることを十分に認識した上で、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化という目的を達成するため、手続自体の合理化・簡素化を目標として設定しました。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） デジタルの効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。各種申請・届出等について、手続自体の可否や記入項目の簡素化などの検討を行い、制度当局との協議を行った結果、令和６年度税制改正において、以下の項目について制度改正が実現しました。 ・ 税理士の登録申請書に係る一部添付書類の提出の不要化 ・ 税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面、申告書に関する審査事項等記載書面について一部記載事項の削減 ・ 源泉所得税の徴収高計算書、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税	○

		制度に係る申告書、酒類業組合等の名称例外申請書等、特定障害者に対する贈与税の非課税制度に係る申告書等に係る各種様式についてA I－O C Rの読み取りに適した様式に変更 (目標の達成度の判定理由) 上記手続の見直しは、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化につながることから、目的の達成度は「○」としました。	
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、申請・届出等の合理化・デジタル化については、今後も手続や業務の在り方自体の見直しにより、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業 1－2－1－5に係る参考情報

参考指標 1：合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数

(単位：件)

事務年度	令和3年度	4年度	5年度
申請・届出の件数	47	13	113

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 (業1-2-1-1：オンライン申告の推進) e-Taxについては、新たな計画に基づき更なる利便性の向上を図るとともに、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進し、周知・広報など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。 スマホ専用画面による「確定申告書等作成コーナー」の利用や、スマホからのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信もできることなどの周知・広報に取り組みます。 また、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書の国への電子データによる引継ぎについては、地方公共団体の事務の削減につながり、デジタル・ガバメントの実現にも資することから、地方公共団体に対して積極的な働き掛けを行い、当該施策の推進に取り組みます。 「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善など利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。 (業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組) マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。 (業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供) 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、引き続き、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行います。
---------	--

	(業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進) 日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関等と連携を強化し、これまで以上にダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の更なる利用推進に向けて取り組みます。 (業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化) 各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。
--	--

財務省政策評価懇談会における意見	○ 納税や申告はとても重要な活動のため、それがデジタル化されることで、社会全体のデジタル化にとっても大きな推進力になるのではないかと。 ○ 徴税のデジタル化については、これまでいろいろ努力あるいは工夫をしていただき、相当実績も上がってきていると思うが、そもそも日本は行政サービスのデジタル化が遅れている。行政サービスの最たるものが徴税である。e-Tax も含めて徴税業務が行政サービスのデジタル化の先頭を走っているということになれば、非常にシンボリックなものになると思うので、これからは是非、取組を加速していただきたい。 ○ あらゆる税務手続をオンラインでできる社会を作るという高い目標を掲げ、努力を続けてもらいたい。 ○ デジタル化を後押しするような政策をぜひ進めていくべきだと思う。また、国税庁あるいは財務省の政策によってマイナンバー制度の普及を後押しするといったことが必要ではないか。 ○ 施策〔業1-2-1-2〕マイナンバー制度の普及定着について、給与所得の源泉徴収票情報の連携は今までできなかったのか。 ○ 施策〔業1-2-1-1〕オンライン申告の推進の測定指標である各税目等に係る e-Tax の利用状況・申告状況、利用満足度のうち、利用満足度は非常に重要な指標だと考える。オンライン化は国民及び国税庁にとってもメリットが大きいと考えられる中、利用満足度のみが前年から上昇しなかったことについては、改善に向けてご尽力いただきたい。 ○ デジタル化を進めていく上で、例えば簡単なソフトやプログラムを中小企業や個人事業主に配布することでデジタルを使いやすくしていくという方法もあるのではないかと。 ○ e-Tax の利用割合について、各国税局や地域によって数字が異なるのではないかと。どのような理由でその地域によって e-Tax が進んでいるのか遅れているのかを比較することで、国税局同士の競争が起き、更に e-Tax の利用が進むことが望ましい。
--------------------------------	---

業績目標に係る 予算額等	区分		令和3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	(注2) (63,904,919)	(注2) (63,329,009)	(注2) (63,902,843)	(注2) (63,177,131)
		補正予算	(注2) (182,668)	(注2) (1,262,994)	(注2) (24,365,302)	(注2) —
		繰越等	(注2) (△120,997)	(注2) (△1,848,608)	(注2) N.A.	
		合計	(注2) (63,966,590)	(注2) (62,743,395)	(注2) N.A.	
	執行額(千円)		(注2) (66,300,448)	(注2) (63,490,263)	(注2) N.A.	

(注1) 令和5年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和6年11月頃に確定するため、令和6事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和3、4年度の予算は、内閣官房及びデジタル庁、令和5、6年度の予算はデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(概要) 国税総合管理（K S K）システム（用語集参照）及び法人番号システム等の整備費並びに国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費			
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策		○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定） ○「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）	
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報		令和5年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について（令和6年10月国税庁）、国税庁レポート2024（令和6年6月国税庁）	
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況		(業1-2-1-1：オンライン申告の推進) 令和5年分の所得税確定申告においては、より多くの利用者の方に満足していただけよう、e-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を「マイナポータル連携」で取得可能とするなど、利便性の向上を図りました。 「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図りました。 (業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組) マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページや関係民間団体と連携した効果的な周知・広報、政府方針であるマイナンバーカード普及促進及びマイナポータルを活用した番号の更なる利活用に積極的取り組みました。 (業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供) 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行いました。 (業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進) 日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関と連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の積極的な利用奨励や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の利用推進に向けて取り組みました。 (業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化) 各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化に向けて取り組みました。	
担当部局名		長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校	実績評価実施時期 令和6年10月